

中山町告示第 9 3 号

令和 8 年度中山町重粒子線がん治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 1 1 日

中山町長 佐 藤 俊 晴

令和 8 年度中山町重粒子線がん治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公的医療保険が適用されず多額の費用を要する山形大学医学部附属病院の重粒子線がん治療に係る町民の負担を軽減するため、重粒子線がん治療に要する経費に対し、中山町補助金等の適正化に関する規則（昭和 4 0 年規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「重粒子線がん治療」とは、山形大学医学部附属病院において、公的医療保険対象外の先進医療として認められた重粒子線がん治療をいう。
- (2) 「先進医療特約保険等」とは、がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済契約をいう。

(助成の対象者)

第 3 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する重粒子線がん治療を受けた患者とする。

- (1) 重粒子線がん治療の照射治療開始日の 1 年以上前より引き続き 1 年以上住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 町税等に滞納がないこと。（滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を含む。）
- (3) 令和 7 年（令和 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間に第 6 条に規定する申請をした者にあつては令和 6 年）の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 3 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同法第 3 1 4 条の 2 の規定による控除をした後の総所得

金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の住民基本台帳上同一世帯の合計額が600万円以下の世帯に属する者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、重粒子線がん治療に係る照射治療費の額（先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額）とする。

(助成額の算出方法)

第5条 助成額は、助成対象経費の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は628,000円のいずれか低い額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、原則として、助成対象経費の支払日から起算して6か月以内に、重粒子線がん治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、重粒子線がん治療実施後、期間を置かずに他のがん治療を開始する必要があるなどやむを得ない事情により照射治療費支払日から6か月以内に申請することが困難であった場合、やむを得ない事情を記載した書面を追加で添付した上で、照射治療費支払日から6か月以降に申請することができる。

- (1) 重粒子線がん治療の予定を記載した書類（予約票の写しなど）
- (2) 助成対象経費の支払いを証する書類（診療料金領収書の写し、先進医療特約保険等の給付額がわかる書類など）
- (3) 誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（様式第2号）
- (4) 住民基本台帳上同一世帯に属する者のうち、令和8年1月1日（令和8年4月1日から同年5月31日までの間に申請した者にあつては令和7年1月1日）時点の住所地が本町以外の者がいる場合には、その住所地の市町村が発行する当該者の令和7年（令和8年4月1日から同年5月31日までの間に申請した者にあつては令和6年）の所得及び課税を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 助成対象年度の決定は、交付申請書兼請求書を収受した日を基準として行う。

3 助成を受けようとする者の委任があれば、代理人がその申請を行うことができるものとする。この場合において、当該代理人は、当該代理人本人であることが

確認できる書類、同一世帯に属さない親族が当該代理人の場合には、助成を受けようとする者の親族であることを証する書類を提示するとともに、委任状（様式第3号）を添付（親権者や未成年の子の代理申請を行う場合を除く。）しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 規則第8条に規定する交付決定の通知は、中山町重粒子がん線治療費助成金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、申請者の請求に基づき、速やかに助成金を交付しなければならない。

（実績報告及び額の確定通知）

第8条 前条の通知を受けた者は、規則第14条の規定にかかわらず、交付申請書兼請求書の提出をもって同条に規定する実績報告をしたものとみなし、規則第15条に規定する額の確定通知については、前条の通知をもってこれに代えることとする。

（助成金の返還等）

第9条 町長は、第7条の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件又は町長の指示に違反したとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。
- (4) その他町長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（書類の整備等）

第10条 助成対象者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。